

令和8年度スタート！農業を担う者への農地集積推進事業のご案内



親から農地500aを相続した
Aさん

- ・農業者ではないから農地は使わない
- ・使わないと荒れてしまう

Aさん
農地所有者



Bさん
相談員

令和8年度から、しっかり農地を使う担い手等の農業者に貸したら補助金がもらえるよ！
まずは農地のある市町村農政担当課（又は農業委員会）に相談してみたら

申請前に貸借手続き



補助金の申請前に貸借手続きが必要です。
農地の貸借については市町村農政担当課にご相談ください

例：100a貸借契約



Cさん 農業を担う者

補助金の申請



申請書提出 → 書類審査

※申請期間に応じて申請

補助金交付



3万円/10a × 100a
= 30万円交付！

交付額

10aあたり3万円

上限額：30万円（補助事業実施期間中）
10a以上から申請可、以降10aごとに加算

交付対象チェックリスト

- ✓ 農地中間管理事業を活用した貸し付けである
- ✓ 貸借期間が**10年以上**である
- ✓ 農振農用地 & 地域計画区域内である
- ✓ 直近3年以内に貸借権が設定されていない
- ✓ 貸付面積10a以上

申請期間

予算上限に達し次第、期間内でも受付終了

第1回	対象：4/1～7/31 (R8年度は6/30～7/31)	受付：8/1～8/31
第2回	対象：8/1～10/31	受付：11/1～11/30
第3回	対象：11/1～翌1/31	受付：翌2/1～2月末



農地中間管理事業以外での農地の貸借は対象外です



協力金受給後に農地所有者の都合で解約した場合、補助金は返還となります